

## 杉戸町告示第55号

杉戸町出前座談会「すぎトーク」実施要綱を次のように定める。

令和5年3月15日

杉戸町長 窪田裕之

### 杉戸町出前座談会「すぎトーク」実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、町民と町長との対話を通じてこれからのまちづくりに関する意見及び提言を町政運営に反映させるために開催する杉戸町出前座談会「すぎトーク」(以下「出前座談会」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(開催)

第2条 出前座談会は、杉戸町行政区設置規則(平成30年杉戸町規則第4号)の規定により設置された行政区並びに自治会又は各種団体(政治団体及び宗教団体を除く。以下同じ。)若しくはグループ(以下「団体」という。)の主権により開催するものとする。

2 出前座談会の開催回数は、一の団体につき一の年度において2回以内とする。

(開催日及び開催時間)

第3条 出前座談会の開催日及び開催時間(以下「開催日等」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。ただし、12月28日から翌年の1月4日までの日は除く。

(1) 平日 午前10時から午後9時までの間の90分以内

(2) 土曜日、日曜日及び祝日 午前10時から午後5時までの間の90分以内

2 前項各号に掲げる開催日等によることが困難な場合は、団体と町長が協議の上、開催日等を決定するものとする。

(参加者)

第4条 出前座談会に参加できる者(以下「参加者」という。)は、原則として、町内に在住・在勤・在学する者とする。ただし、町長が認める場合は、この限りでない。

2 参加者は、原則として10人以上20人以内とする。

3 参加者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) みだりに席を離れ、若しくは不体裁な行為等により出前座談会を妨害し、又は会場の秩序を乱すような行為をしないこと。

(2) 前号に掲げるもののほか、出前座談会の目的に反することをしないこと。

(町の出席者)

第5条 町の出席者は、町長、副町長及び関係課長等とする。

(テーマ)

第6条 出前座談会のテーマは、これからの町全体又は地域のまちづくりの推進に関するものとし、あらかじめ参加者から次条に規定する申込みのあった事項のとおりとする。ただし、要望で足りる事項、苦情の行政相談又は特定の個人若しくは団体の権利に関する事項その他これからの町全体又は地域のまちづくりの推進に直接関係のない事項をテーマとすることはできない。

(開催の申込み)

第7条 団体の代表者（以下「主催者」という。）は、出前座談会を開催しようとするときは、出前座談会を開催しようとする日の1か月前までに杉戸町出前座談会「すぎトーク」開催申込書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

(開催の決定)

第8条 町長は、前項の規定に基づく申込みがあったときは、テーマその他申請事項を確認し、杉戸町出前座談会「すぎトーク」開催可否決定通知書（様式第2号）により実施の可否を通知するものとする。

(会場)

第9条 出前座談会の会場は、主催者が確保するものとする。

2 出前座談会の会場は、原則として、町内集会所とし、その使用料は主催者が負担するものとする。ただし、主催者において会場が確保できないときは、主催者と町長が協議の上、会場を決定するものとする。

(庶務)

第10条 出前座談会の庶務は、秘書広報課において処理する。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、出前座談会の開催に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(杉戸町まちづくり懇談会実施要領の廃止)

2 杉戸町まちづくり懇談会実施要領（平成22年杉戸町告示第7号）は、廃止する。